

第2回交通安全審議会における意見について

No.	意見要旨	対応	計画に反映した事業など
1	視覚障がい者が安全に横断歩道を通行できるよう、エスコートゾーンの整備なども進めていただきたいと考えている。	高齢者、障がい者を含めた誰もが快適な生活を送れるよう、「第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」に基づく視覚障がい者誘導用ブロックの整備・修繕や、バリアフリーに配慮した道路整備等に取り組んでまいります。	Ⅱ-(1)-①視覚障がい者誘導用ブロック整備・修繕の実施
2	自転車のながらスマホも危険であるため啓発を強化した方が良いと思う。小学生や中学生はルールを知らない人もいるかもしれないので、学校教育の場においてもさらに教育を徹底する必要があると考える。	交通安全教室や、小学生・中学生等への交通安全に関する情報提供などを通じ、学校等と連携しながら交通安全教育に取り組んでまいります。	I-(1)-②小学生に対する交通安全教室の開催 小学生に対する交通安全に関する情報提供 I-(1)-③中高生に対する交通安全教室の開催 中学生に対する交通安全に関する情報提供
3	交通反則通告制度は16歳以上の自転車利用者が適用となるが、その下の年代に対しても漏れなく教育を実施する必要があると考えている。	各年代の心身の発達段階に応じた段階的な交通安全教育に引き続き取り組んでまいります。 交通反則通告制度の自転車への適用について、中学生に対しても交通安全教室の機会などを通じ、周知してまいります。	I-(1)-①幼児に対する交通安全教室の開催 I-(1)-②小学生に対する交通安全教室の開催 I-(1)-③中高生に対する交通安全教室の開催 中学生に対する交通安全に関する情報提供
4	年代の特性に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育は非常に重要だと考えている。また、子どもたちの模範となるよう成人や高齢者にも交通安全教育を継続して取り組んでいくことは重要だと考える。	子どもから高齢者まで、各年代の心身の発達段階に応じた段階的な交通安全教育に引き続き取り組んでまいります。 また、交通事故の発生状況等を踏まえた情報提供や周知啓発に取り組んでまいります。 成人等が子どもたちの模範となるよう、幼児を対象とした交通安全教室などの機会を捉え、保護者に対する交通安全教育に取り組んでまいります。	I-(1)-①幼児に対する交通安全教室の開催 保護者に対する交通安全教育の実施 I-(1)-②小学生に対する交通安全教室の開催 保護者に対する交通安全教育の実施 小学生に対する交通安全に関する情報提供 I-(1)-③中高生に対する交通安全教室の開催 中学生に対する交通安全に関する情報提供 高校生に対する交通安全に関する情報提供 I-(1)-④大学生等に対する交通安全教室の開催 I-(1)-⑤高齢者に対する交通安全教室の開催など
5	SNSなどを活用した効果的なツールを用いた啓発は、高校生等の若い世代には有効であるが、後期高齢者などの世代には効果が薄いのではないかと。ターゲットに応じた効果的な手法を用いて取り組んでいくとよいと思う。	各世代を対象とした各種交通安全教室や、デジタルの活用、従来の紙媒体による啓発など、ターゲットに応じた効果的な啓発に取り組んでまいります。	I-(3)-①市公式SNS等を活用した自転車利用者への効果的な啓発の実施 I-(6)-⑥大学等と連携したデジタルを活用した効果的な啓発手法の調査・研究など
6	信号機のない横断歩道における一時停止率の高い長野県では、歩行者が横断する際に会釈などにより謝意を伝えるよう習慣化されていると伺っている。そういった歩行者と運転者のコミュニケーションがお互いに気持ちよく道路を使うためには必要であろうと考える。	信号機のない横断歩道において、歩行者は手を挙げるなどで横断する意思を伝え、ドライバーは「横断歩道は歩行者優先」であることを理解した運転行動を実践する「ハンドサイン運動」を推進し、歩行者と運転者のコミュニケーションを促してまいります。	I-(2)-②ハンドサイン運動の周知啓発の実施
7	家庭における子どもへの教育を促進することで、親は自身の交通行動を見直す機会となるとともに、子の交通安全意識の高揚も図ることができると考えている。	保護者向けの交通安全リーフレットによる啓発を行うなど、保護者への交通安全教育を実施し、保護者が常に手本となって安全に道路を通行するなど、家庭における適切な指導を促進してまいります。	I-(1)-①・②保護者に対する交通安全教育の実施
8	市の公式SNS等を活用して、もっと積極的に交通安全について周知啓発する必要があると思う。	市公式SNS等を活用しながら、交通事故の発生状況や注意喚起、交通ルールや法改正の内容などについて、分かりやすくタイムリーな情報発信を行い効果的な啓発を実施してまいります。	I-(3)-①市公式SNS等を活用した自転車利用者への効果的な啓発の実施 I-(6)-②市ホームページなどを通じた情報発信の実施
9	交通安全に関しては、庁内横断的に業務が各部局にまたがっているため関係部局間の連携や情報共有を徹底していただくほか、地域の市議会議員との連携を図りながら地域の安全性を向上していけるような体制で取り組んでいただけるとよいと考えている。	庁内関係課・室と日頃から情報共有や意見交換を行うなど連携の強化に努め、施策事業の効果的な推進を図ります。地域や学校、警察等の関係機関と連携・協力を図りながら交通安全対策を実施してまいります。	第5章 計画の推進に向けて (1) 庁内の推進体制 (2) 庁外の推進体制
10	「自転車安全利用五則」を周知しながら自転車安全利用教育に取り組んでいただきたい。	自転車安全利用のパンフレットや市ホームページなどにおいて、自転車安全利用五則や自転車の安全利用について周知してまいります。	I-(3)-①市公式SNS等を活用した自転車利用者への効果的な啓発の実施 I-(6)-②市ホームページなどを通じた情報発信の実施